

厚生労働大臣 細川 律夫 殿

全国知事会社会文教常任委員会
委員長 栃木県知事 福田 富一
(公印省略)

介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案について(申入れ)

平成 23 年 2 月 17 日付けで情報提供のあった「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案」について、下記のとおり意見を申し入れる。

記

1 介護保険制度を含めた社会保障と必要な財源については、政府の「社会保障と税の一体改革」などにおいて検討すべき

今回の改正案では、保険料上昇の一時的な緩和のために財政安定化基金を取り崩すこととし、抜本的な改革は先送りされた。

介護保険制度を将来にわたり持続可能で安定的なものとするためには、次の事項に正面から取り組むことが急務である。現在進められている政府の「社会保障と税の一体改革」などにおいて地方の意見も聞きつつ、検討を行うよう求める。

(1) 介護予防や自立した生活のためのサービスの拡充

一人でも多くの高齢者が介護を要する状態にならないよう、介護予防の一層の取組が必要である。介護給付費の適正化を図るためにも、介護予防や自立した生活のためのサービスを大幅に拡充する必要がある。

(2) 中・長期的に安定した介護分野における人材確保策の拡充

介護サービスを担う人材を確保し、その定着促進を図ることが急務となっている。介護分野における質・量両面にわたる人材確保を図るため、他業種との賃金格差の是正や資格取得を進め、介護分野を専門性に基づく産業に成長させていくことが重要である。

(3) 保険料と公費の負担の在り方の見直し等の検討

要介護認定者及び介護サービス利用者が増加し、今後も給付費の増加が見込まれる。将来にわたり安定した制度となるよう、真に必要なサービスの提供を確保するとともに、給付費の増加に伴う保険料の上昇が国民に理解が得られる範囲内に抑制するため、保険料と公費(国・地方)の在り方の見直し等を検討する必要がある。

2 たんの吸引等の円滑な実施

介護職員等によるたんの吸引等の実施にあたっては、研修事業、たん吸引等の研修を行う機関や施設・事業所等の登録、認定特定行為業務従事者認定証の交付など、都道府県に新たな事務負担が生じる見込みである。

このため、たんの吸引等の円滑な実施に向け、早急に詳細なマニュアルを作成するなど十分な準備期間を確保するとともに必要な財政措置を講じること。

3 情報公表制度を真に利用者が活用しやすい仕組みとすること

介護サービス情報公表制度の見直しは、現行制度の抜本的見直しが求められているにも関わらず、事業者の費用負担や事務負担の軽減のみにとらわれ、調査・公表内容の検討等、利用者にとって活用しやすいものとするという本質的な検討が行われなかったことは誠に遺憾である。

このため、情報公表制度を真に利用者が活用しやすい仕組みとすること。

また、手数料廃止に伴う新たな地方負担については、必要な財政措置を講じること。